

新潟市告示第 3 2 3 号

掲示期間 R7. 5. 13－R7. 5. 22

騒音に係る環境基準の地域類型指定の一部改正について

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 1 6 条第 2 項の規定により、騒音に係る環境基準（平成 1 0 年 9 月 3 0 日環境庁告示第 6 4 号）の地域類型を当てはめる地域の指定（令和 6 年新潟市告示第 2 6 3 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

新 潟 市 長    中 原   八   一

地域の類型を当てはめる地域は、別図「騒音に係る環境基準の地域類型指定図」のとおりとする。

なお、別図は新潟市環境部環境対策課において縦覧に供する。